

公立大学法人会津大学公益通報取扱規程

(平成20年4月1日 規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年6月18日法律第122号)の規定に基づき、公立大学法人会津大学(以下「本学」という。)の職員等(職種や勤務形態等に関わらず本学の業務に従事する者であって、派遣労働者又は本学が委託した業務に従事している労働者を含む。)からの本学又は役員、職員等、学生その他本学関係者に関する違法、不正又は不当な行為(以下「違法行為等」という。)に関する通報について必要な事項を定める。

(公益通報窓口)

第2条 本学内の通報及びこれに関連する相談(以下「通報等」という。)に関する事務を適切に処理するため、公益通報窓口を監査室に置く。

- 2 通報等受付管理者は次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 監査室長
 - 二 監査室員のうち理事長が指名する者
- 3 第1項の窓口のほかに、法律顧問は通報等を受けることができる。

(通報者の責務)

第3条 違法行為等を通報する者(以下「通報者」という。)は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正を目的とする通報等(以下「不正通報等」という。)を行ってはならない。

- 2 通報者は、原則として実名により通報を行わなければならない。
- 3 通報者は、調査に対して協力しなければならない。
- 4 通報者は、正当な理由のない限り、通報の内容及び当該通報に関する調査の状況等の情報を漏えいしてはならない。
- 5 理事長は、不正通報等を行った者に対しては、氏名の公表、本学就業規則による懲戒処分等、告訴又は告発等の措置を講じる。

(通報の方法)

第4条 通報等は、文書、電子メール、電話、ファックス及び面談により行うものとする。

- 2 通報等は、別紙様式を用いて行うことができる。

なお、通報者は、別紙様式を用いない場合であっても、別紙様式に記載する項目についてその内容を具体的に通報しなければならない。

(受付等)

第5条 通報等受付管理者及び法律顧問(以下「窓口等」という。)は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報等の内容となる事実を確認し、これを受理するかどうかを判断する。

- 2 窓口等は、通報者に対し、前項の判断の結果を遅滞なく通知しなければならない。
- 3 法律顧問は、前項の通知をするに当たり、あらかじめ通知する内容に関して通報等受

付管理者に照会することができる。

- 4 法律顧問は、自ら調査すべきと判断したものを除き、受理した通報等を通報等受付管理者に知らせるものとする。

(報告)

第6条 窓口等は、通報等を受けた場合は、受理の有無にかかわらず理事長に対しその内容を速やかに報告しなければならない。

- 2 通報等受付管理者は、通報等を受理した場合には、法律顧問及び監事に対してその内容を速やかに報告しなければならない。

(調査)

第7条 理事長は、通報等された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合においては、関連する部署の所属職員を含む調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、調査を行わせることができる。

- 2 調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、自らが通報等の内容に関係する者を構成員とすることはできない。
 - 一 理事長の指名する理事 1人
 - 二 総務予算課長
 - 三 その他理事長が必要と認める者 若干名
- 3 調査委員会には委員長を置き、理事をもって充てる。
- 4 委員長は調査委員会を招集し、当該通報等に関する調査を行い、必要な措置を審議する。
- 5 委員長が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 理事長は、調査委員会を設置した場合には、法律顧問及び監事に対し速やかにその旨を報告しなければならない。

(調査開始等の通知)

第8条 窓口等は、通報者に対し、前条の調査を開始したときは開始した旨を、調査を要しないこととなったときはその旨及びその理由を、遅滞なく通知しなければならない。なお、書面(電子メール及びファックスを含む。)による通報等がなされた場合には、原則として通報等から20日以内に通知するものとする。

(協力義務)

第9条 本学役員又は職員等は、調査に際して協力を求められた場合には、正当な理由のない限り、調査に協力しなければならない。

(調査結果の報告等)

第10条 調査委員会は、調査及び審議が終了した場合には、理事長、法律顧問及び監事に対しその結果を速やかに報告しなければならない。

- 2 窓口等は通報者に対し、前項の結果を、通報等された者(以下「被通報者」という。)の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知する。ただし、当該通報

者が通知を望んでいない場合にはこれを要しない。

(調査委員会の解散)

第 11 条 調査委員会は、前条の報告を行った後、解散する。ただし、理事長から調査の継続を要請された場合はこの限りではない。

(是正措置)

第 12 条 調査の結果、被通報者の違法行為等が認定された場合には、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。

(処分等)

第 13 条 理事長は、前条の違法行為等に関与した職員等に対し、本学職員就業規則に基づく懲戒処分等、告訴又は告発等の措置を講じる。

2 理事長は前項で講じた措置等を、法律顧問及び監事に対して速やかに報告しなければならない。

(通報者等の保護)

第 14 条 本学は、通報者及び調査への協力を行った者等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 理事長は、通報者及び調査への協力を行った者に対し、そのことを理由としてその者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 通報者は、通報等及び調査への協力を行ったことなどを理由に不利益な取扱いを受けた場合には、理事長に対しその旨を書面により申し出ることができる。

(秘密保持義務)

第 15 条 窓口等、調査委員会及びその他通報等に関与した者は、正当な理由のない限り、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(職員等以外の者からの通報等)

第 16 条 本学の所管する業務等について、職員等以外の者から違法行為等に関する通報等があった場合には、この規程の定めに基づいて取扱う。

(庶務)

第 17 条 この規程に関する庶務は、総務予算課において行う。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、通報等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

1 あなた（通報者）の所属

あなた（通報者）の氏名

2 あなた（通報者）が認めた違法行為等について、その内容を記載してください。

（1）違法行為等を行っているとおあなたが認めた組織又は職員等

組織 所属名

職員等の氏名

（2）違法行為等の内容

（できるだけ具体的に記載し、書ききれない場合には別紙に記載してください。）

（3）あなたの他に、この違法行為等の内容を知っていると思われる者

所属 氏名

（4）違法行為等の発見経緯と証拠資料等の有無

【発見経緯】

【資料等の有無】

資料あり（所有している場合には、写しを添付してください。）

資料なし

（5）通報等受付管理者との連絡方法（希望する方法を選択してください。複数可）

封書 （あて先：）

電子メール（メールアドレス：）

電話 （電話番号：）

面談 （希望する場所：）

（6）その他、特に伝えたいことがあれば記載してください。